

東淀川区在宅サービスセンター清掃業務仕様書

1 物件及び清掃業務

- (1) 所在地 大阪市東淀川区菅原4-4-37
- (2) 履行期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
- (3) 物件名 東淀川区在宅サービスセンター「ほほえみ」
- (4) 清掃内容
 - ①日常清掃
 - ②定期清掃（別紙参照）

2 清掃業務の概要

- (1) 日常清掃
 - ①別紙内容で実施し、チェックシートを事務所に提出すること
 - ②作業可能開始時間は午前9時00分とし、午後5時までに清掃業務を完了すること
 - ③土・日、祝日・休日、年末年始（12月28日～1月3日）は除く
- (2) 定期清掃
 - ①別紙内容で実施し、チェックシートを事務所に提出すること
 - [年1回] ②土曜日（祝日・年末年始を除く）を基本とし、午前9時～午後5時に清掃業務を完了すること

3 資器材等の負担

- (1) 清掃作業に使用する機械・資材及び洗剤等は、受注業者が負担するものとする。
- (2) 清掃業務上、必要とする用水・電力等は、本会が無償で支給または貸与するものとする。
- (3) 来館利用者が使用する物品等については、本会が用意し、清掃等作業員が補充する。

4 清掃等作業員について

- (1) 受注業者は作業員に対して、常に教育指導を行うほか、身元・風紀・衛生並びに作業着の維持に務め、本会が不相当と認めた作業員については、本会と業者双方協議のうえで服務させないことがある。
- (2) 作業員が病気・その他の理由によって交代を要する場合は遅滞なく適任者を選定したうえで、その旨を甲に対して通知するものとし、業務に支障をきたさないものとする。